

令和2年9月9日

令和2年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年9月8日 開会

令和2年9月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年9月9日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和 2 年第 3 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 2 号]

令和 2 年 9 月 9 日 (水)

午前 10 時 00 分開議

会 期 令和 2 年 9 月 8 日～9 月 18 日 (11 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第 57 号	令和 2 年度奥多摩一般会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
3	議案第 58 号	令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
4	議案第 59 号	令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
5	議案第 60 号	令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
6	議案第 61 号	令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
7	議案第 62 号	令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
8	議案第 63 号	令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

(午後 2 時 35 分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 57 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 3 議案第 58 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 59 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 60 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 61 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 62 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 63 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 7 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） それでは、議案第 57 号から議案第 63 号までの令和 2 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 7 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第 57 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

なお、タブレット中央上部に表示しておりますページでご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

47 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5,768 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 1,959 万 8,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるもの。

第 2 条町債の補正でございますが、既定の町債の変更は、「第 2 表町債補正」によるものでございます。

次の 2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方交付税は、普通交付税の交付決定通知により、3 億 5,519 万 6,000 円を追加し、地

方交付税の総額を 18 億 7,519 万 6,000 円に、分担金及び負担金のうち、負担金は、老人
援護費負担金の増に伴い、27 万円を追加し、分担金及び負担金の合計を 784 万 8,000 円
に、使用料及び手数料のうち、使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収と
なった指定管理施設の使用料を 6 か月減額したことによる農林水産施設及び観光施設の使
用料 2,516 万 9,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1 億 1,593 万 4,000 円に、国
庫支出金のうち、国庫負担金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増に伴い、8 万
8,000 円を追加、国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増
などに伴い、2 億 1,563 万 6,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 9 億 7,715 万 2,000 円
に、都支出金のうち、都負担金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増に伴い、4 万
4,000 円を追加、都補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業費及び観光施設整備事
業費などの増に伴い、2,505 万 4,000 円を追加、都委託金は 343 万 3,000 円を追加し、都
支出金の合計を 28 億 7,845 万 3,000 円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は、介護保険
特別会計及び後期高齢者医療特別会計に併せて 488 万 9,000 円を追加、基金繰入金は、地
方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に 3 億 1,469 万 4,000 円を戻し、併せて減債基
金に 5,000 万円を戻し、3 億 6,469 万 4,000 円を減額し、繰入金の合計を 2 億 9,229 万
7,000 円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、1 億 5,749 万 2,000 円を追加し、繰
越金の合計を 1 億 8,749 万 2,000 円に、諸収入のうち、受託事業収入は、多摩の森林再生
事業収入など、東京都との契約確定により、468 万 1,000 円を減額、雑入は 1 万 8,000 円
を追加し、諸収入の合計を 4 億 6,794 万 6,000 円に、町債は、臨時財政対策債の発行可能
額の決定により、989 万 6,000 円を減額し、町債の合計を 9,010 万 4,000 円とするもので、
今回の歳入補正額は、3 億 5,768 万円を追加し、歳入の合計額を 78 億 1,959 万 8,000 円
とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、22 万 1,000 円を追加し、議会費の合計を 9,379 万 4,000 円に、総務費のう
ち、総務管理費は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に 7,874 万 7,000 円を積み
立てるとともに、電子計算開発費などの増に伴い、8,558 万 8,000 円を追加、徴税費は、
人事異動等に伴う人件費の増に伴い、677 万 8,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は、55
万 4,000 円を追加、選挙費は、60 万円を追加、統計調査費は、国勢調査費の増に伴い、
96 万 6,000 円を追加、監査委員費は、105 万 9,000 円を追加し、総務費の合計を 9 億
8,227 万 6,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は、介護保険事業費及び後期高齢者事業
費への繰出金等の増に伴い、1,115 万 8,000 円を追加、児童福祉費は、氷川学童トイレ改

修工事費の皆減等により、411万円を減額、国民年金費は、35万2,000円を追加し、民生費の合計を12億6,657万2,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、古里診療所経営安定化交付金の過年度追加交付分の増に伴い、343万2,000円を追加、清掃費は、クリーンセンター高圧受電設備切替工事費等により、220万8,000円を追加し、衛生費の合計を5億4,104万円に、農林水産事業費のうち、農業費は、115万3,000円を減額、林業費は、林道維持補修工事費等の増に伴い、269万1,000円を追加、水産業費は、81万6,000円を減額し、農林水産業費の合計を7億7,800万6,000円に、商工費は、観光費で山のふるさと村特別会計繰出金及び森林資源を活用した魅力創出事業費等の増に伴い、2,069万6,000円を追加し、商工費の合計を3億8,707万円に、土木費のうち、土木管理費は、62万4,000円を追加、道路橋梁費は、町道維持補修工事費等の増に伴い、2,534万円を追加、河川費は、河川維持工事費の増に伴い、200万円を追加、4ページをご覧ください。住宅費は、若者定住推進事業費の増に伴い、136万円を追加、下水道事業費は、財源組み替えによるもので、増減はなく、3ページにお戻りいただきまして、土木費の合計を13億4,415万1,000円に、4ページにお戻りください。消防費は、福祉会館等Wi-Fi設置工事の増に伴い、49万8,000円を追加し、消防費の合計を3億3,593万9,000円に、教育費のうち、教育総務費は、職員の人事異動等に伴い、154万8,000円を追加、小学校費は、新型コロナウイルス感染症対策備品の購入等により、151万3,000円を追加、中学校費につきましても同様の理由により、155万9,000円を追加、給食費は、29万2,000円を追加、社会教育費は、海外派遣事業負担金の減等に伴い、383万4,000円を減額、保健体育費は、スポーツフェスティバル運営委託費の減に伴い、400万円を減額し、教育費の合計を6億4,937万6,000円に、災害復旧費のうち、過年度災害復旧費は、令和元年度台風第19号災害復旧費の増に伴い、6,000万円を追加、新型コロナウイルス感染症対策費は、地域応援券事業費などの増に伴い、1億3,251万6,000円を追加し、災害復旧費の合計を11億9,366万9,000円に、公債費は、90万2,000円を減額し、公債費の合計を2億1,149万4,000円に、予備費は、予算調整により、894万2,000円を追加し、予備費の合計を3,540万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の3億5,768万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の78億1,959万8,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表町債補正でございますが、臨時財政対策債の額の確定によりまして、補正前を1億円、補正後を9,010万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

次に、議案第 58 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ、7 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 468 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,068 万 2,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、森の家宿泊室使用料の減に伴い、93 万円を減額し、使用料及び手数料の合計を 297 万円に、繰入金のうち他会計繰入金は、40 万 8,000 円を追加し、繰入金の合計を 7,130 万 3,000 円に、諸収入のうち、雑入は、実費徴収金の減に伴い、12 万 8,000 円を減額し、諸収入の合計を 107 万 6,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、533 万 2,000 円を追加し、繰越金の合計を 533 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、468 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 8,068 万 2,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費等の増に伴い、410 万円を追加し、総務費の合計を 7,987 万 1,000 円に、予備費は、予算調整により、58 万 2,000 円を追加し、予備費の合計を 81 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 468 万 2,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 8,068 万 2,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

次に、議案第 59 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ、7 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 211 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,611 万 4,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、野営場使用料の減に伴い、605 万 6,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1,440 万 4,000 円に、繰入金のうち、他会計繰入金は、719 万 1,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 4,599 万 7,000 円に、諸収入のうち、雑入は、クラフト教室実費の減に伴い、58 万 5,000 円を減額し、諸収入の合計を 414 万 8,000 円に、繰越金は額の確定に伴い、156 万 4,000 円を追加し、繰越金の合計を 156 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、211 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,611 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費等の増に伴い、211 万 4,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,602 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 211 万 4,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,611 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。

次に、議案第 60 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ 7 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,241 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,698 万 8,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、189 万 5,000 円を減額し、国民健康保険税の合計を 9,528 万円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助に伴い、371 万 8,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 428 万 8,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,059 万 6,000 円を追加し、繰越金の合計を 1,815 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1,241 万 9,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 9,698 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、社会保障・税番号システム改修委託費等に伴い、371 万

8,000 円を追加し、総務費の合計を 901 万 1,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、870 万 1,000 円を追加し、諸支出金の合計を 971 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,241 万 9,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7 億 9,698 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

次に、議案第 61 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ 7 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,133 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,433 万 9,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は、464 万 7,000 円を追加し、保険料の合計を 7,674 万 5,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、570 万 2,000 円を追加し、繰越金の合計を 570 万 3,000 円に、諸収入のうち、雑入は、99 万円を追加し、諸収入の合計を 965 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1,133 万 9,000 円を追加し、歳入の合計額を 2 億 2,433 万 9,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、保険料等負担金の増に伴い、1,064 万 8,000 円を追加し、広域連合納付金の合計を 2 億 611 万 4,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付加算金は、19 万 9,000 円を追加、繰出金は、49 万 2,000 円を追加し、諸支出金の合計を 170 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,133 万 9,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 2,433 万 9,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。

次に、議案第 62 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ 12 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,807 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,007 万 7,000 円とするものでございます。

2項といたしまして、既定の歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は、36万円を追加し、保険料の合計を1億7,161万5,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、1,000円を減額、国庫補助金は、介護予防日常生活支援総合事業交付金の増により、99万7,000円を追加し、国庫支出金の合計を2億1,224万2,000円に、支払基金交付金は、地域支援事業交付金等の増に伴い、107万8,000円を追加し、支払基金交付金の合計を2億2,903万8,000円に、都支出金のうち、都負担金は、1,000円の減額、都補助金は49万8,000円を追加し、都支出金の合計を1億4,095万3,000円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は、727万3,000円を追加、基金繰入金は、92万円を追加し、繰入金の合計を1億5,480万9,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、各事業の利用者負担金増に伴い、92万4,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を536万4,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,602万9,000円を追加し、繰入金の合計を1,603万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は2,807万7,000円を追加し、歳入の合計額を9億3,007万7,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、介護保険システム改修委託費に伴い、660万円を追加し、総務費の合計を2,071万9,000円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、配食サービス事業委託費等の増に伴い、492万4,000円を追加し、地域支援事業費の合計を7,701万2,000円に、基金積立金は、187万9,000円を追加し、基金積立金の合計を188万1,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、1,028万1,000円を追加、繰出金は、439万7,000円を追加し、諸支出金の合計を1,549万1,000円に、予備費は、予算調整により、4,000円を減額し、予備費の合計を144万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の2,807万7,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の9億3,007万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

次に、議案第63号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

タブレットのページ9分の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

今回の補正は、繰入金について下水道事業繰入金を 618 万 4,000 円追加し、その他一般会計繰入金について同額を減額するもので、繰入金及び歳入の合計額については変更がございません。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、ストックマネジメント計画策定業務委託料の減等に伴い、168 万 4,000 円を減額、事業費のうち、下水道事業費は、人件費の増に伴い、168 万 4,000 円を追加するもので、歳出の合計額並びに予算総額は変更ございません。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

以上で、議案第 57 号から議案第 63 号までの 7 会計について補正予算の提案の説明をさせていただきます。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いいたします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願い申し上げます。

はじめに、議案第 57 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 57 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の内容につきましてご説明いたします。

なお、ページ番号につきましては、タブレット端末上部中央に表示されますページ番号を明示し、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、8 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 10 地方交付税 3 億 5,519 万 6,000 円の増は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は、17 億 5,519 万 6,000 円となるものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 12 分担金及び負担金です。項 01 負担金、目 01 民生費負担金、節 02 社会福祉費負担金 27 万円の増額は、老人福祉法に基づき、やむを得ない事由により、養護老人ホームに措置された方からの本人負担分を徴収するもので、本人の前年の収入の確定により計上するものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 13 使用料及び手数料です。項 01 使用料、目 03 農林水産業使用料 73 万円の減額及び次の目 04 商工使用料 2,443 万 9,000 円の減額は、説明欄記載の指定管理施設の使用料を減額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の緊急事態宣言等の発令を受け、町から当該施設に対しまして行

った休業要請等に伴い、施設側では4月11日から緊急事態宣言が解除されるまで営業等の休止や自粛を実施いたしました。このため昨年と比較して大幅な減収となったことから、町行政財産使用料審査会において審査を行い、6か月分の施設使用料を減免することが決定されたため、当該使用料を減額させていただくものでございます。

なお、大丹波国際釣場につきましては、管理棟の建て替えがございましたので、それに伴いまして施設使用料の改定を行った関係で使用料が増額となっております。当初予算と今回の6か月減額分との差額1万7,000円の減額を行い、調整をしたものとなります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款14 国庫支出金です。項01 国庫負担金、目01 民生費国庫負担金、節01 社会福祉費負担金では、介護保険低所得者保険料軽減措置としまして、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の追加交付分として8万8,000円を増額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、9ページをご覧ください。項02 国庫補助金、目01 総務費国庫補助金は、2億1,355万2,000円の増額となります。内訳として、節01 総務費補助金で711万6,000円の増額は、説明欄記載の社会保障・税番号制度システム整備費補助金にかかわる国外転出者によるマイナンバーカード等の利用にかかわるものに限る交付金が新たに追加されたことから、システム改修にかかわる補助金を増額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の節04 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億643万6,000円の増につきましては、5月1日付で専決をさせていただきました一般会計補正予算（第1号）に計上済みの第1次交付分に続く第2次交付分を計上するもので、補正後の当該交付金の額は、2億6,567万5,000円となります。国では新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応取り組みを全力で支援するため、地域の実情に応じて家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充するとしております。

なお、この交付金の充当先等につきましては歳出でご説明いたします。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、目02 民生費国庫補助金、節02 児童福祉費補助金では、説明欄記載の子ども・子育て支援交付金151万2,000円の減額は、氷川学童保育会トイレの改修工事を新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止としたため、国補助分の3分の1、206万2,000円を皆減するものと、小学校の臨時休業時、開所を行った学童保育会の人材確保等に要する経費55万円の皆増をするもので、差し引き151万

2,000 円の減額とするものです。

次の子ども・子育て支援事業費補助金 104 万円の増額は、説明欄記載のその下の幼児教育・保育無償化実施事業補助金 104 万円の増額として補助金名称の変更によるものです。

次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 250 万円の皆増は、学童保育会、保育園、ファミリー・サポート・センターなどでの新型コロナウイルス感染症対策の事業費として交付されるもので、児童福祉費補助金全体では 98 万 8,000 円を増額するものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 目 05 教育費国庫補助金、節 02 教育総務費補助金 109 万 6,000 円の増額は、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援事業補助金を増額するもので、後ほど歳出でも説明いたしますが、体育館の暖房や扇風機等を購入する補助金で、補助率は 2 分の 1 です。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金、節 01 社会福祉費負担金では、先ほどの民生費国庫負担金同様、介護保険低所得者保険料軽減措置として令和元年度低所得者保険料軽減負担金の追加交付として 4 万 4,000 円を増額するものです。

10 ページをご覧ください。項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金、節 01 社会福祉費補助金、説明欄記載の高齢社会対策包括補助事業補助金 22 万 5,000 円の増額は、介護保険計画確定に合わせ発行する小冊子「奥多摩の福祉サービス（高齢者編）」の印刷にかかわる経費の 2 分の 1 の補助金を計上するものです。

次の介護施設等簡易陰圧装置・換気設備設置支援事業補助金 200 万円の増額は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための設備の設置にかかわる経費を町が指定権者である施設事業所について町の補助金交付要綱に基づき、町を経由し、間接補助をするため計上するものです。

次の節 02 児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金 206 万 2,000 円を減額するもので、先ほどの国庫補助金と同様、氷川学童保育会のトイレの改修工事を中止したため、都補助分の 3 分の 1 を減額するものです。

目 03 衛生費都補助金、節 01 保健衛生費補助金 1,200 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大対策事業費に充てるもので、詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金 949 万 5,000 円の増額は、節 03 水産業費補助金で、説明欄記載の内水面漁業環境活用施設整備費補助金の増額によるもので、今年度に施工の日原溪流釣場災害復旧工事が同補助金の対象となったことから計上するものです。

次に、目 05 商工費都補助金 800 万円の増額は、節 01 観光費補助金で、説明欄記載の森林資源を活用した魅力創出事業補助金で、景観伐採及び景観植栽等の補助事業が採択されたことから、補助率 10 分の 10 で計上するものです。事業の内容は、歳出予算でご説明させていただきます。

○教育課長（岡野 敏行君） 目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 39 万 6,000 円の増額は、昼食提供支援事業補助金を増額するもので、臨時休校中の弁当提供に対する 1 食当たり 150 円の補助金で 2,640 食分になります。

節 02 社会教育費補助金 500 万円の減額は、スポーツ振興等事業費補助金を減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生・高校生海外派遣事業と第 2 回奥多摩スポーツフェスティバルを中止したため、補助申請を取り下げようとするものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、10 ページから 11 ページにかけてご覧ください。項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は、96 万 1,000 円の増額となります。内容は、節 03 統計調査費委託金で、東京都からの交付決定通知により、説明欄記載の工業統計調査費を 5 万 4,000 円減額し、次の 11 ページの上段にあります国勢調査費は、101 万 5,000 円の増額で、調査員及び指導員等の費用の確定によるものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次の目 04 農林水産業費委託金 40 万 8,000 円の増額は、節 01 林業費委託金で、説明欄記載の都民の森管理運営委託金の増で、都委託金の額の確定によるものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費委託金の 206 万 4,000 円の増額につきましては、節 01 土木管理費委託金を増額するもので、奥多摩周遊道路保守管理業務委託に係る東京都との契約額が確定したことにより、奥多摩周遊道路管理事務費を 1 万 3,000 円増額、奥多摩周遊道路管理委託金を 205 万 1,000 円増額するものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款 18 繰入金です。項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金 439 万 7,000 円の増額は、介護保険特別会計の確定に伴い、一般会計から介護保険会計に繰り出していた額について超過分が返還されるものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、目 02 後期高齢者医療特別会計繰入金 49 万 2,000 円の増額は、令和元年度葬祭費負担金の額の確定により、過払い分について広域連合から後期高齢者医療特別会計に還付された額と同額を一般会計に戻し入れるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 3 億 1,469 万 4,000 円の減は、財源不足により、財政調整基金から取り崩していたものを財源調整により当該基金に戻し入れするものです。

次の目 02 減債基金繰入金 5,000 万円の減は、財源調整により、減債基金に戻し入れを行い、補正後の繰入額を 1 億円とするものです。

次の款 19 繰越金は、1 億 5,749 万 2,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。

なお、地方財政法第 7 条の規定により、繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積み立てなければならないため、2 分の 1 相当額を歳出で計上しております。

○観光産業課長（杉山 直也君） 12 ページをお願いいたします。款 20 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 381 万 5,000 円の減額及び次の目 02 水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 86 万 6,000 円の減額は、ともに東京都との契約確定によるものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、項 05 雑入、目 02 実費徴収金 1 万 8,000 円の増額は、今年から入居することになりました、いなか暮らし支援住宅境峰谷 2 軒分、若者定住応援住宅棚沢 1 軒分の保険料について実費分を入居者から徴収するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 21 町債です。目 01 臨時財政対策債 989 万 6,000 円の減は、臨時財政対策債の発行可能額決定により減額するもので、補正後の額が 9,010 万 4,000 円となるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 05 分から再開いたします。

午前 10 時 50 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 57 号、歳出の説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 13 ページからは歳出に入りますが、その前に、人件費について総括的に説明をさせていただきます。恐れ入りますが、42 ページをお開きください。42 ページは、1、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費の報酬のその他 2 万 4,000 円の増額は、林業等振興事業

協議会委員の報酬で、委員会開催回数の増加によるものと、工業統計調査員及び国勢調査員指導員調査員の報酬の確定によるものでございます。

次の期末手当の長等で 42 万円の増額は、当初予算では、町長、副町長の 2 名分でしたが、新たに前町長分の費用が発生したことによる増額、その他 1 万円は、今後の期末手当の所要額を見込み、その他の手当の長等の 3 万 5,000 円の増額は、前町長分の退職手当負担金の不足額によるもので、給与費計では、48 万 9,000 円の増額となり、その隣の共済費 33 万円の増額は、年間所要額を見込み、合計では、81 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、43 ページをご覧ください。2、一般職、(1) 総括でございます。内訳といたしまして、次の 44 ページ、ア 常勤職員分と、その次の 45 ページのイ 会計年度任用職員分の総括となりますので、はじめに、44 ページのア 常勤職員分から説明をさせていただきます。44 ページをご覧ください。比較の欄ですが、給与費で給料は 121 万円の増額で、昇格時の昇給によるもの、次の職員手当の 882 万 4,000 円の増額は、年間の所要額を見込むもので、次の職員手当の内訳ですが、下表となります。

比較の欄でご説明させていただきます。扶養手当の 3 万 4,000 円の増額は、出産及び被扶養者の増加によるもの、次の地域手当の 54 万円の減額は、年間所要額を見込み、次の住居手当の 12 万円の増額は、受給者の発生によるもの、次の管理職手当の 187 万 2,000 円の増額は、管理職の増加等によるもの、次の超過勤務手当の 678 万円の増額は、人事異動等の年間所要額の調整によるもの、次の通勤手当の 38 万 4,000 円の増額は、通勤経路等の変更によるもの、下段の区分の期末勤勉手当の 128 万 7,000 円の減額は、人事異動等による所要額の調整によるもの、次の退職手当負担金の 98 万 1,000 円の増額は、給料増額に伴うもの、次の児童手当の 48 万円の増額は、出産及び受給者変更等によるもの、上段の給与費計では、1,003 万 4,000 円となり、隣の共済費の 646 万 2,000 円の増額は、給料増額に伴うもので、合計では、1,649 万 6,000 円を見込むものでございます。

次に、45 ページをご覧ください。イ 会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、フルタイム会計年度任用職員数は 8 名で変更ございませんが、括弧内のパートタイム会計年度任用職員が当初予算では 119 人で計上しておりましたが、4 月以降、一般会計に属するパートタイム任用職員を 88 名とすることから、31 名を減員するものでございます。次の給与費で報酬の 244 万 4,000 円の減額と次の給料 38 万 1,000 円の減額は、任用職員数等の精査によるものでございます。次の職員手当の 382 万 8,000 円の増額は、年間所要額の調整によるもので、職員手当の内訳は、下表になります。

比較の欄をご覧ください。地域手当の3万1,000円の減額は、4月以降、対象者の減によるもの、次の超過勤務手当23万5,000円の増額は、超過勤務を見込むもので、次の通勤手当の6万円の減額は、対象者数の減によるもの、次の期末手当の135万2,000円の増額は、支給対象者の増によるもの、次の退職手当組合負担金の233万2,000円の増額は、退職手当組合の加入対象となったことによるもので、上段にお戻りいただき、給与費計では100万3,000円の増額となり、その隣の共済費の27万円の減額は、当初予算の見込み増によるもので、合計では73万3,000円の増額となるものでございます。

最後に、43ページの2、一般会計の(1)総括にお戻りいただきたいと存じます。ただいまご説明いたしましたア常勤職員分とイ会計年度任用職員分の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。比較の欄の職員数の31人の減は、パートタイム会計年度任用職員数によるもので、次の給与額の報酬は、244万4,000円の減額、次の給料は、82万9,000円の増額、次の職員手当は、1,265万2,000円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。

比較の欄で、扶養手当は、3万4,000円の増額、次の地域手当は、57万1,000円の減額、次の住居手当は、12万円の増額、次の管理職手当は、187万2,000円の増額、次の超過勤務手当は、701万5,000円の増額、次の通勤手当は、32万4,000円の増額で、下段に移り、期末勤勉手当は、6万5,000円の増額、次の退職手当組合負担金は、331万3,000円の増額、次の児童手当は、48万円の増額で、上段をご覧ください、給与費計では、1,103万7,000円の増額となり、その隣の共済費は、619万2,000円の増で、合計では、1,722万9,000円の増額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレット13ページにお戻りください。

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、タブレット47分の13ページをご覧ください。歳出となります。

款01議会費、項01議会費、目01議会費は、総額で22万1,000円の増額ですが、内訳として、事業01議会事務局費は、節02給料から節04共済費まで、職員人件費の所要額の調整により、52万1,000円の増額を見込み、事業02議会運営費は、令和2年7月1日に提出した新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れに従い、新型コロナウイルス感染症対策を講じていただくため、節08旅費において議員視察研修旅費の全額30万円を減額するものです。

以上で、款01の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 250 万 5,000 円の増額でございます。内訳として、01 一般管理費 229 万 6,000 円の増額は、節 01 報酬の 75 万円の増額は、パートタイム会計年度任用職員の年間所要額を見込むもので、次の節 02 給料から 14 ページをご覧ください。節 04 共済費までは、人件費の調整によるものでございます。次の節 10 需用費の 8 万 2,000 円の増額は、作業服等の消耗品の購入によるもの。次の節 17 備品購入費 3 万 2,000 円の増額は、逐条地方公務員法等の図書の購入によるもの。次の節 18 負担金・補助及び交付金 1,580 万円の減額は、内訳として、説明欄記載の西多摩郡町村会特別分担金 80 万円の皆減は、前町長が西多摩郡町村会の会長職にあったことから、奥多摩町で特別負担を行っておりましたが、本年 6 月 5 日付で瑞穂町町長さんに会長職が代わりましたことから、この分担金にかかわる費用も瑞穂町に移行したことにより、予算を皆減するものでございます。次の都町村会負担金 1,500 万円の皆減は、前町長は、東京都町村会会長職にあったため、負担金を会長町村が都に代わり立て替える経費を計上しておりましたが、総合交付金で精算されており、東京都町村会会長職は、本年 5 月 28 日付で瑞穂町町長さんに代わりましたことから、この負担金にかかわる費用も瑞穂町に移行したことにより、予算を皆減するものでございます。

次に、04 庁舎管理費は、20 万 9,000 円の増額となり、節 12 委託料で、説明欄記載のシルバー人材センターに委託しております夜間管理委託 14 万 3,000 円、日直委託 6 万 6,000 円をそれぞれ賃金の見直しにより、増額するものでございます。

次に、14 ページから 15 ページにかけてお願いします。目 03、01 広報費は、13 万 7,000 円の増額となり、節 03 職員手当等は、会計年度任用職員の人件費の調整によるものでございます。

次に、目 08 電子計算費は、総額で 335 万 6,000 円の増額でございます。内訳として、01 電子計算費の 161 万円の増額は、節 10 需用費 72 万 9,000 円は消耗品で、内部情報系プリンタトナー等の購入によるもの、節 11 役務費 3 万円は、携帯電話使用料等の増額を見込み、節 12 委託料 44 万 9000 円は、電子計算機及び周辺機器保守委託にかかわる人事給与・庶務管理・文書システム保守委託料等の増額を見込み、次の節 13 使用料及び賃借料 40 万 2,000 円は、電子計算機器及び周辺の機器使用料にかかわる議会用タブレット 1 台分の使用料及び人事給与・庶務管理・文書管理システムの使用料の増額を見込むものでございます。

次に、02 電子計算開発費の 174 万 6,000 円の増額は、節 12 委託料で、電子計算機器及

び周辺機器更新委託にかかわる中間サーバV P N装置更改作業委託、収・滞納時効期間、障害事由の見直し対応作業委託、内部情報系スイッチ導入委託を追加するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 09 地域振興費 157 万 3,000 円の増は、内訳としまして、(01) コミュニティ施設管理費が 20 万円の増で、これは節 18 負担金・補助及び交付金の説明欄にございます生活館改修費等補助金を増額するものですが、各自治会からの補助申請額が当初予算計上額を上回る見通しとなったため増額させていただくものです。

次の(03) 地域活動協力事業費 137 万 3,000 円の増は、地域おこし協力隊員の活動に伴うもので、節 03 職員手当等 120 万円の増は、会計年度任用職員の適用に伴い、隊員 3 名分の期末手当を計上させていただくもので、次のページをご覧ください。次の節 04 共済費 17 万 3,000 円の増は、隊員分の期末手当に係る社会保険料町負担分を計上させていただくものです。

なお、これらの各経費につきましては、基本的に国の特別交付税が措置される見込みです。

次の目 10 基金運用費 7,801 万 7,000 円の増は、内訳としまして、(01) 財政調整基金費が 7,874 万 7,000 円の増で、歳入の款 19 繰越金でご説明いたしました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるために計上するもので、次の(03) 公共施設整備基金費 73 万円の減は、原資となります説明欄記載の農林水産施設使用料が歳入でご説明しましたとおり減免対象となることから、歳出におきましても減額するものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 02 徴税费、目 01 税務総務費 677 万 8,000 円の増額は、節 02 給料以下、いずれも職員人件費の所要額の調整によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費 55 万 4,000 円の増額は、次のページに掛かりまして節 02 給料、節 03 職員手当等、節 04 共済費につきましては、職員人件費の所要額の調整、節 10 需用費 1 万 5,000 円の増額は、自動車臨時運行許可申請書の増刷を見込むものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項 04 選挙費、目 01、(01) 選挙管理委員会費は、60 万円の増額でございます。節 02 給料から節 03 職員手当等は、人件費の調整によるものでございます。

次に、項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費は、総額で 96 万 6,000 円の増額でございます。次の 18 ページをご覧ください。内訳として、01 経済センサス統計調査費 2,000 円の

増額は、節 10 需用費で、調査事務消耗品を増額するものでございます。次の 02 工業統計調査費 5 万 2,000 円の減額は、節 01 報酬から節 10 需用費まで、調査終了に伴い、各費用の精査を行ったものでございます。次の 04 国勢調査費 101 万 6,000 円の増額は、節 01 報酬から節 12 委託料まで、本年 10 月 1 日を基準といたします 5 年に 1 度の国勢調査が実施されることから、東京都の交付決定通知に基づき各費用を精査したものでございます。

次に、19 ページをご覧ください。項 06、目 01 監査委員費 105 万 9,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものでございます。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、(01) 社会福祉総務費 48 万 3,000 円の増額は、節 02 給料から節 08 旅費まで、人事異動に伴う職員人件費などの調整によるものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次の (17) 国民健康保険事業費 48 万 7,000 円の増額は、次の 20 ページに掛けまして、いずれも職員人件費の所要額の調整によるものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 目 02 老人福祉費、(01) 高齢者福祉地域支援事業費、節 10 需用費 44 万 9,000 円の増額は、介護保険計画改定に合わせ発行する小冊子「奥多摩の福祉サービス（高齢者編）」を印刷するため計上するものです。

次に、(14) 福祉モノレール等整備事業費、節 11 役務費 10 万円の増額は、説明欄記載のとおり、福祉モノレール部品の保管場所に移動が生じたため、その運搬費を計上するものです。

(19) 老人援護費では、財源を組み替えるもので、予算額の増減はありません。

(21) 介護保険事業費では、節 02 給料から節 04 共済費までは、職員の産後休暇などに伴い、職員人件費について所要額を調整するもので、節 27 繰出金 727 万 3,000 円の増額は、21 ページのほうもご覧ください。一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものですが、詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

次の (22) 後期高齢者医療事業費、節 27 繰出金 524 万円の増額は、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すものですが、詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

次に、目 03 心身障害者福祉費、(18) 障害者地域活動支援センター事業費、節 12 委託料 7 万 8,000 円の増額は、施設で使用する調理器具のリース代による事業委託費の増額や消防設備保守点検費の計上によるものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、(01) 児童福祉費、節 12 委託料 12 万

7,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、児童系として児童手当と乳幼児及び子ども医療費助成のシステムの保守点検委託の更新によるものです。

目 02 児童措置費、(01) 保育所措置費、節 22 償還金・利子及び割引料 23 万 5,000 円の増額は、令和元年度決算の確定に伴い、返還金を増額するものです。

目 03 児童健全育成事業費、(01) 放課後児童健全育成事業費、節 10 需用費、修繕費 8 万円の増額は、氷川学童保育会で使用するガスコンロなどの修繕費を計上するものです。22 ページをご覧ください。節 14 工事請負費 618 万 7,000 円の減額は、氷川学童保育会の男女別使用トイレの改修工事を中止としたためです。その理由といたしましては、小学校夏休み期間中に工事を実施する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校の夏休み期間が 2 週間程度と例年より大幅に削減されたことにより、当初予定をしておりました工期を確保することが困難となることや、夏休み明けに工事を延長して行った場合におきましても学童保育会を工事中も開所するために、授業を行う小学校の空き教室等を借りることが困難なことから、来年度へ延期させていただくものです。

なお、子ども・子育て支援交付金としまして国からの 3 分の 1、東京都からの 3 分の 1 の交付金につきましては、来年度以降も継続して行われる予定でございます。

目 04 子ども家庭支援センター事業費、(01) 子ども家庭支援センター事業費、節 02 給料から節 04 共済費は、人件費の調整によるものです。

(03) 病後児預かり事業費、節 11 役務費 4 万 3,000 円の減額は、賠償責任保険料がファミリーサポートセンター事業費の保険料で賄えるため、減額をするものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 03 国民年金費、目 01 国民年金総務費 35 万 2,000 円の増額は、次のページにかけまして、いずれも職員人件費の所要額の調整によるものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 04 衛生費です。

項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、(01) 保健衛生総務費では、節 01 報酬から節 04 共済費まで、人事異動に伴う職員数減などに伴う職員人件費について所要額を調整するものです。

24 ページをお開きください。(03) 古里診療所事業費、節 13 使用料及び賃借料 4 万 5,000 円の増額は、電子カルテの導入による追加の機器使用料を計上するものです。節 18 負担金・補助及び交付金 702 万 2,000 円の増額は、令和元年 7 月 1 日付で公益社団法人地域医療振興協会と指定管理者として協定を締結したことにより、令和元年度予算に計上し

た運営交付金 710 万円及び経営安定化交付金 917 万円を地域医療振興協会に交付をしたところですが、古里診療所の診察再開初年度であること等により、初期経費が当初の計画より超過をいたしました。このことに伴い、事業収支の内容を双方で確認、精査し、協議した結果、当該補正予算額を追加交付させていただくものです。

次に、(04) 古里歯科診療所事業費では、節 14 工事請負費 10 万 8,000 円を増額するもので、その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策による滅菌器、殺菌をする機器でございますが、それを設置することにより、新たに診療棚を設置する必要が生じたことで計上するものです。

目 03 母子保健事業費です。(08) 5 歳児健康診査事業費では、健診を行う医師、心理士、町内 2 つの保育園について委託契約に切り替えたため、報酬から委託料に科目間の調整を行うもので、それぞれ増減を行うものです。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、目 04 環境衛生費 118 万 5,000 円の増額は、(01) 環境衛生総務費において節 02 給料から節 04 共済費まで、人件費の所要の調整により増額するものでございます。

次に、25 ページをお開き願います。項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 17 万 8,000 円の増額は、(01) 清掃総務費において節 02 給料から節 04 共済費まで、人件費の所要の調整により増額するものでございます。

次に、目 02 塵芥処理費 200 万円の増額は、(01) ごみ処理事業費において節 14 工事請負費を増額するもので、増額の理由におきましては、平成 30 年度末でクリーンセンター内の不燃物処理資源化施設での機械設備による金属プレス、ペットボトルの圧縮作業が終了となり、大容量の電力需給が不要となったため、高圧受電から低圧受電に切り替えを行う電気設備工事を見込み増額するものでございます。

次に、目 03 し尿処理費 3 万円の増額は、(01) し尿処理事業費において節 10 需用費の印刷製本費を増額するもので、し尿くみ取り実施報告書の在庫数減少のため、10 冊を追加作成するため計上するものでございます。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業 01 農業推進協議会費 189 万 4,000 円の減額は、節 02 給料から次のページにかけて節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、目 03 農業振興費、事業 04 体験農園管理運営事業費 74 万 1,000 円の増額は、節 03 職員手当等で人件費の調整によるものです。

次に、項 02 林業費、目 01 林業総務費、事業 01 林業総務費 4 万 4,000 円の増額は、節

02 給料から節 03 職員手当等までの人件費の調整によるものです。

次に、事業 02 都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費 40 万 8,000 円の増額は、都委託金の額の確定によるもので、一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものです。

次に、目 02 林業振興費です。次のページをお願いいたします。事業 01 林業振興総務費は、補正額の増減はございませんが、節 12 委託料の森林クラウドシステム運用委託 30 万円を節 18 負担金・補助及び交付金へ予算の組み替えを行うものです。

次に、事業 02 林業構造改善事業費 12 万 1,000 円の増額は、東京都の地域森林計画の見直しに伴い、町の森林整備計画を見直す必要があるため、林業振興事業協議会委員の報酬と費用弁償を増額するものです。

次に、目 03 森林費、事業 01 森林保全・活用総務費 38 万 1,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、事業 02 多摩の森林再生事業費 381 万 5,000 円の減額は、節 01 報酬から、次のページにかけまして、節 04 共済費までの人件費の調整によるものと、節 10 需用費は、消耗品費 4 万 7,000 円と修繕費 9 万 3,000 円をそれぞれ増額し、需用費全体では 14 万円を増額するものです。節 12 委託料は、説明欄記載の森林間伐作業委託について東京都との契約額確定により、356 万 4,000 円を減額するものです。

次に、事業 04 水の浸透を高める枝打ち事業費 89 万 8,000 円の減額は、節 03 職員手当等は、人件費の調整によるもので、節 07 報償費は、検査員報償を 3 万 2,000 円減額し、節 12 委託料は、説明欄記載の水の浸透を高める枝打ち作業委託について東京都との契約額確定により、78 万 6,000 円を減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費 645 万円の増額につきましては、内訳といたしまして、(01) 林道維持管理費の節 14 工事請負費 600 万円の増額は、棚沢地内西川線林道、白丸地内白丸線林道及び境地内栃寄線林道等の維持補修工事費を増額するもので、内容は、排水施設の維持補修工事及び斜面の維持補修工事を予定するものでございます。

次に、(02) 都補助林道開設事業費の節 21 補償・補填及び賠償金の 45 万円の増額は、棚沢地内西川線林道開設工事におきまして現地調査の結果、開設路線及び残土処分地に係る立木補償費 300 本分を増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 29 ページをお願いいたします。項 03 水産業費、目 01、事業 01 水産業総務費 81 万 6,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業 01 観光総務費 300 万 5,000 円の増額は、内訳として、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものと、節 12 委託料 65 万円の増額は、冬季に実施しております観光客誘致宿泊補助事業について、新型コロナウイルス感染拡大により経営に影響を受けている宿泊事業者の負担軽減を図るため、宿泊事業者が負担する上乘せ割引分を町が負担するものでございます。

30 ページをお願いいたします。事業 06 山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出事業費 719 万 1,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施設休館や人数制限による野営場使用料等の大幅な減収が見込まれることから、その減収分を補てんするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものです。

次に、目 02 観光施設費、事業 01 観光施設維持管理費 100 万円の増額は、節 10 需用費で、冬季における観光施設の修繕費を見込むものです。

次に、事業 02 観光施設整備事業費 950 万円の増額は、内訳として、節 12 委託料 650 万円の増額で、説明欄記載の森林資源を活用した魅力創出事業委託を増額するもので、歳出に計上いたしました都補助金、森林資源を活用した魅力創出事業補助金、補助率 10 分の 10 を活用し、景観伐採及び景観植栽等を行うものでございます。次に、節 14 工事請負費 300 万円の増額は、冬季の観光施設の補修工事等を見込むものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 62 万 4,000 円の増額は、内訳として、(01) 土木総務費 106 万 4,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費の人件費の所要の調整により 426 万 4,000 円を減額し、次に画面 31 ページをご覧ください。次の節 18 負担金・補助及び交付金の 320 万円の増額は、都施工による丹三郎地区急傾斜地崩壊防止事業に係ります東京都との令和 2 年度協定の取り交わしによる負担金が確定したことにより増額するものでございます。

次に、(02) 奥多摩周遊道路管理費の節 12 委託料 168 万 8,000 円の増額は、東京都との奥多摩周遊道路保守管理委託の契約額が確定したため計上するものでございます。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 2,500 万円の増額は、(01) 道路維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします町道 335 路線を対象に、老朽化した道路施設の維持補修、機能保全及び安全対策を図るため計上するもので、原地内熱海循環線に係る排水施設の更新整備及び境地内梅久保中山線に係る落石防護網内堆積土砂の除

去等の道路維持補修工事を見込むものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 34 万円の増額は、(02) 町単独道路新設改良事業費の節 16 公有財産購入費を増額するもので、町道大氷川安戸線の視距改良事業において関係する地権者の協力により用地買収面積が確定したため計上するものでございます。改良工事につきましては、10 月の発注を予定してございます。

次に、項 03 河川費、目 02 河川維持費 200 万円の増額は、(01) 河川維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、今後予想されます台風、集中豪雨等の発生に備え、河川内の土砂排除、倒木除去等の工事費を計上するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、32 ページをお開きください。項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、(01) 若者定住推進事業費 845 万 3,000 円の増額は、内訳として、節 10 需用費 5 万円の増額は、消耗品を増額するもので、11 役務費 1 万 8,000 円の増額は、先ほど歳入でもご説明いたしました、いなか暮らし支援住宅 2 件、若者定住応援住宅 1 件分の保険料を見込むものです。12 委託料の増額は、空き家バンク等に登録する物件調査を 5 件分見込むものです。18 負担金・補助及び交付金の増額は、今年度 4 月に条例の名称が変更したことに伴い、若者定住応援補助金を 1,500 万円減額し、移住・定住応援補助金に名称を変更し、2,300 万円計上するものです。この 800 万円の差額は、補助金の申請や相談件数が増加傾向にあることから、新たに 4 件分を増額するものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次の(02) 町営・公営住宅管理費の 244 万 4,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費の person 費の調整で 55 万 6,000 円を減額し、節 10 需用費では、町・公営住宅の入退去に伴う空き家修繕 2 件及び各住宅の水回り等の一般修繕として 300 万円の増額を計上するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、33 ページをお開きください。項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、(03) 町営若者住宅管理費 953 万 7,000 円の減額は、節 02 給料から 04 共済費までは、person 費の所要額を調整したことによるものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、(01) 下水道事業特別会計繰出事業費につきましては、財源の組み替えによるもので、予算の増減はございません。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 02 非常備消防費は、総額 75 万円の減額となります。内訳として、(01) 非常備消防総務費 75 万円の減額として、節 02 給料から節 04 共済費までの person 費の調整によるものでございま

す。

次に、目 04 防災費は、総額で 124 万 8,000 円の増額となります。内訳ですが、次の 34 ページをお願いします。節 10 需用費 34 万 8,000 円の増額は、水防対策用砂及び土のう袋を購入するものでございます。次の節 14 工事請負費 90 万円の追加は、災害時や感染症対策等で役場機能の活動拠点となる福社会館及び奥多摩文化会館に公衆無線 LAN、Wi-Fi を設置し、災害時等の対応を強化するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（岡野 敏行君） 款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 02 事務局費、事業 01 事務局費、節 02 給料 28 万 8,000 円の増額と職員手当等 97 万円の増額、節 04 共済費 29 万円の増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

次に、35 ページにかけまして、目 03 教育指導費、事業 01 教育指導費、節 01 報酬 316 万 8,000 円の減額と、節 12 委託料 316 万 8,000 円の増額は、奥多摩中学校の外国語指導助手が退職しましたが、町内に代わりとなる人材が見当たらないため、直接雇用の会計年度任用職員から民間事業者による派遣委託契約に変更しようとするものです。

項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業 01 小学校管理費、節 10 需用費の 01 消耗品費 23 万 1,000 円の増額は、小学校の水栓 100 基を手回し式からレバー式に交換しようとするものです。

事業 02 古里小学校管理費、節 17 備品購入費 43 万 7,000 円の増額は、体育館で換気しながら暑さ寒さに対応するため、ジェットヒーターと大型扇風機を 2 台購入しようとするものです。

目 02 教育振興費、事業 01 小学校教育振興費、節 17 備品購入費 42 万 3,000 円の増額は、タブレット PC 用無線 LAN アクセスポイントを増設するもので、複数の教室で少人数授業を行うための教室用を 4 台、体育館で距離をとって授業を行うことを可能にするための体育館用を 2 台購入しようとするものです。

事業 05 氷川小学校教育振興事業費、節 17 備品購入費 42 万 2,000 円の増額は、体育館用マットと少人数教育用システムを購入しようとするものです。

項 03 中学校費、目 01 学校管理費、36 ページをご覧ください。事業 02 奥多摩中学校管理費、節 17 備品購入費 15 万 2,000 円の増額は、教室用扇風機とアクリル板を購入しようとするものです。

目 02 教育振興費、事業 01 中学校教育振興費、節 17 備品購入費 11 万円の増額は、タブレット PC 用無線 LAN アクセスポイントを増設するもので、体育館で距離をとって授業

を行う必要に対応しようとするものです。節 18 負担金・補助及び交付金 18 万 7,000 円の増額は、中学 1 年生の高尾移動教室と中学 3 年生の修学旅行が中止となったことによるキャンセル料を支払おうとするものです。

事業 04 奥多摩中学校教育振興事業費、節 17 備品購入費 111 万円の増額は、少人数で教室を分けて事業を実施するため、プロジェクターと周辺機器を購入しようとするものです。

項 04 給食費、目 01 給食管理費、事業 01 給食管理費、節 02 給料 3,000 円の増額と節 03 職員手当 8 万 2,000 円の増額、次に、37 ページをご覧ください。節 04 共済費 20 万 7,000 円の増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

項 05 社会教育費、事業 01 社会教育総務費、節 02 給料 139 万 5,000 円の増額と節 03 職員手当等 105 万 4,000 円の増額、節 04 共済費 4 万 5,000 円の増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

事業 02 教育文化振興事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 891 万円の減額は、中学生・高校生海外派遣事業の中止によるものです。

目 03 文化財保護費、事業 01 文化財保護事業費、節 10 需用費、06 修繕費 10 万円の増額は、青目立不動尊長屋門の 2 階へ上がる階段の修繕となります。38 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金の指定文化財等整備事業補助金 36 万 4,000 円の増額は、日原街道開通により、日原鍾乳洞内部を調査したところ、令和元年度台風 19 号の被害により一部照明が故障していることが判明したため、修繕を実施しようとするものの補助金となります。

目 04 水と緑のふれあい館事業費、事業 01 水と緑のふれあい館事業費、節 02 給料 114 万 9,000 円の増額と節 03 職員手当等 35 万円の増額、節 04 共済費 68 万円の増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

目 07 森林館費、事業 01 森林館事業費、節 08 旅費 6 万 1,000 円の減額は、東京都三宅村で予定されていた全国巨樹フォーラムが中止されたことによるものです。

項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費、事業 01 保健体育総務費、節 12 委託料 400 万円の減額は、6 月 7 日に予定しておりました第 2 回奥多摩スポーツフェスティバルが中止になったことによるものです。

款 10 教育費の説明は以上です。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、39 ページをお開き願います。款 11 災害復旧費でございます。項 03 過年度災害復旧費、目 01 過年度災害復旧費 6,000 万円の増額は、

(01) 令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費の節 14 工事請負費を増額するもので、林道

災害復旧工事では、これまでの現地調査で確認されている被災箇所に加え、新たな復旧対象として、海沢林道の観音橋下流の路側構造物の崩壊及び蟬沢林道の起点から500メートル付近の斜面崩壊箇所の崩壊規模の拡大等について対応を図るため3,300万円を計上し、次の河川災害復旧工事では、海沢川柿平橋付近の護岸構造物の復旧及び河川内に堆積している流木の除去等の対応を図るため1,400万円を増額するものでございます。次の水産施設災害復旧工事費では、日原溪流釣場におきまして荒廃した河川の成形復旧及び魚処理場建屋の復旧等につきまして1,300万円の復旧費を計上するものでございます。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 次に、項04、目01新型コロナウイルス感染症対策費、事業01新型コロナウイルス感染症対策事業費は、1億3,251万6,000円を増額で、その内訳としまして、節01報酬68万5,000円を増額は、節12委託料でご説明します地域応援券事業の事務補助を行うため、会計年度任用職員の報酬を計上するものです。

次の節10需用費125万7,000円を増額は、説明欄記載の消耗品費を増額するもので、内訳としましては、高齢福祉事業用消耗品が10万円で、予防デイサービスや筋力向上トレーニング事業などで使用する消毒液や手袋、除菌シート、マスクなどの感染症対策の消耗品を計上し、学童保育会用消耗品は、25万7,000円で、氷川・古里学童保育会の消毒液や除菌シート、マスクなどの感染症対策の消耗品を計上し、そのほかファミリー・サポート・センター消耗品は20万円で、子ども家庭支援センターの消毒液や除菌シート、マスクなどの感染症対策の消耗品を福祉保健課関連として計上するものです。また、総務課関連としましては、感染症対策として消毒液などの消耗品並びに冬のインフルエンザ流行期前に感染症予防に資する全世帯配布用リーフレットの作成費用として70万円を計上するものです。

次の節11、役務費173万9,000円を増額は、地域応援券事業における申請書類や応援券の郵券代に計上するもので、次の節12委託料8,125万5,000円を増額は、感染症の拡大により影響を受けている町内事業者への支援並びに地域経済活性化のため、説明欄記載の地域応援券事業を行うために計上するものです。これは、交付を希望される住民1人に対し、町内の商店等で使用できる飲食店専用券5,000円を含む1万5,000円の応援券を交付するもので、委託内容につきましては、応援券実費分と加盟店募集から応援券の作成及び換金手続に係る業務を一括で委託するための費用を計上しております。

次の節17備品購入費30万円の増額は、説明欄記載のファミリー・サポート・センター事業用備品として、室内の空気を循環させるサーキュレーターや空気清浄機を購入するために計上するものです。

40 ページをお開きください。節 18 負担金・補助及び交付金 4,728 万円の増額は、内訳としまして、説明欄記載の奥多摩観光協会補助金新型コロナウイルス対策分 227 万 4,000 円の増額は、5 月 27 日に開催されました奥多摩観光協会定期総会において、昨年の台風第 19 号に引き続き、感染症の拡大により大きな影響を受けている観光協会会員に対し、令和 2 年度の観光協会費の免除について提案があり、承認されたことに伴い、7 月 31 日付で観光協会から町に対して免除となる会費分への財政支援の要望があったことから、補助に要する経費を計上するものです。

次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金 100 万円の皆増は、古里保育園及び氷川保育園にそれぞれ 50 万円ずつ感染症対策費として交付するために計上するものです。

次の介護施設等簡易陰圧装置・換気設備設置支援事業補助金 200 万円の皆増は、介護施設等における感染拡大を防止するための設備の設置に係る経費を町が指定権者である施設事業所について、町の補助金交付要綱に基づき、施設等に交付するため計上するものです。

次の事業継続応援給付金 3,000 万円の皆増は、感染症の影響を受け、事業収入が減少している町内の中小企業者及び個人事業者に対し、事業継続を支援するため、1 事業者当たり 10 万円の応援金を給付するために計上するものです。

次の弁当配布用食材分給食費負担金 20 万 6,000 円の増額は、臨時休校中の弁当配布事業に対するもので、臨時休校中は、保護者から給食費を徴収していないため、学校給食センター会計の不足分を計上するものです。

次の町内事業者休業要請協力金 500 万円の皆増は、今後、町内の観光事業者等において感染が発生した際に、町は感染拡大を防止するため、当該事業者に休業要請を行う場合に、その際、休業の期間に応じ、協力金を支給するもので、これまでの都の協力金の制度を踏まえ、1 事業者当たり最大 50 万円以内を想定して計上するものです。

次の P C R 検査経費補助金 450 万円の皆増は、今後、庁内の観光事業者や福祉事業者等で感染が発生し、保健所の調査により濃厚接触者に特定されないものの当該事業の再開・継続に当たり、事業主、もしくは従業員が P C R 検査を希望された場合に、その費用を全額助成するものとし、1 人当たり 3 万円、最大 150 名分を見込み計上するものです。

最後の感染症対策関連費用助成金 230 万円の皆増は、軽症の陽性患者のホテル療養や、現在都で検討している自宅療養に係る経費や、受診・移送時の車両借り上げに係る経費の助成並びに今後、町内の医療機関、福祉施設等で感染が発生した場合に当該施設従事者の家庭内での感染拡大を防止する観点から、町内の宿泊施設を使用した場合の助成金を計上

するものです。

以上で、款 11 災害復旧費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 12 公債費でございます。内訳としまして、項 01 公債費、目 01 元金、（01）長期債元金償還費が 67 万 9,000 円の増、目 02 利子、（01）長期債利子償還費が 158 万 1,000 円の減で、いずれも借り入れ時の規定に基づき、臨時財政対策債の借り入れ後 10 年経過による利率見直しを行うもので、当初借り入れ時の利率 1.2%から 0.003%に利率の見直しを行い、公債費が減となるものです。

なお、今回の利率見直しにより、償還終了までの総額では 822 万円ほどの削減が図られることとなります。

次に、款 14 予備費で 894 万 2,000 円の増は、現下のコロナ禍の状況等を鑑み、今後の予期せぬ財政需要への対応も考慮し、増額するものです。

次に、ページが飛びますが、タブレットのページで 46 ページをお開きください。46 ページですが、町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、歳入 12 ページの款 21 町債におけます臨時財政対策債 989 万 6,000 円の減額と、歳出 40 ページの款 12、目 01 元金 67 万 9,000 円の増額を反映したもので、表頭の区分では右から 2 つ目の当該年度中増減見込額のうち、その下の左側になりますけれども、当該年度中起債見込額及び右側の当該年度中元金償還見込額の欄と表側の区分では左側一番下の段の合計欄の 1 つ上にあります（3）臨時財政対策債欄を右にたどりまして交錯したところの起債見込額欄では 989 万 6,000 円が減額され、9,010 万 4,000 円に、その右側の元金償還見込額欄では 67 万 9,000 円が増額され、1 億 7,772 万 5,000 円がそれぞれ記載されております。

一方、一番右側の当該年度末の現在高見込額は、当該年度の起債と償還額をそれぞれ反映した後の 18 億 5,046 万円が記載されております。

また、これに伴い、関連する表中の合計欄等が同様に増減されております。

以上をもちまして議案第 57 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 57 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 08 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 58 号及び議案第 59 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 58 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをお開きください。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 森の家使用料 93 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都からの指示により、令和 2 年 3 月 1 日から 5 月末まで施設を休館したこと及び 6 月 30 日までの宿泊イベントを中止としたため、4 月から 6 月の 3 か月分の収入見込額を減額するものでございます。

次に、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 40 万 8,000 円の増額は、一般会計の都委託金で説明いたしました都民の森管理運営委託金の額の確定に伴う増で、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02 雑入、目 02、実費徴収金 12 万 8,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宿泊イベントを中止としたため、イベント参加者からいただいております体験指導料の 4 月から 6 月までの 3 か月分の収入見込額を減額とするものでございます。

次に、款 04、項 01、目 01 繰越金 533 万 2,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものとなります。

7 ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 02、事業 01 事業費 410 万円の増額は、節 10 需用費 300 万円の増額は、説明欄記載の 01 消耗品費 100 万円は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る消毒液やマスクなどの購入費を、04 印刷製本費 100 万円は、施設概要パンフレットの作成費を、06 修繕費 100 万円は、1 階男子トイレの修繕費等を見込み、それぞれ増額するもので、次の節 13 使用料及び賃借料 10 万円の増額は、電話機の更新に伴うリース料の増で、次の節 17 備品購入費 100 万円の増額は、デジタル化に伴うマイクロバス掲載の車載型簡易無線機及びイベント時に使用する携帯型簡易無線機の購入費のほか、施設管理備品の購入費を計上するものです。

次の款 02 予備費 58 万 2,000 円の増額につきましては、歳入歳出調整によるものでございます。

以上で、議案第 58 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 59 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料 605 万 6,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都からの指示により、令和 2 年 3 月 1 日から 5 月末まで全施設を休館としたこと、5 月 20 日からキャンプ場の営業を再開いたしましたが、8 月まではケビンサイトとテントサイトの新規受け入れは行わず、また、日帰りのバーベキューサイトは利用禁止としたことから、4 月から 7 月の 4 か月分の収入見込額を減額とするものでございます。

次に、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 719 万 1,000 円の増額は、施設休館や人数制限による使用料等の大幅な減額見込みに伴い、その不足分を補填するため、新型コロナウイルス感染症対応町創生臨時交付金を財源として一般会計から繰入れを行うものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02 雑入、目 01 雑入 55 万円の増額は、説明欄記載の車両保険料を新たに計上するもので、東京都環境局から無償貸与を受けている車両が令和 2 年 5 月の奥多摩周遊道路での交通事故により全損したため、町が加入する当該車両に係る保険金を受け入れるものでございます。

次に、目 02 実費徴収金 113 万 5,000 円の減額は、説明欄記載のクラフト教室の体験料の実費分で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設を休館したこと及び 6 月 27 日からクラフト教室を再開いたしましたが、感染防止対策のため人数制限等を行ったことなどから、4 月から 7 月の 4 か月分の収入見込額を減額とするもので、諸収入合計で 58 万 5,000 円の減額をするものでございます。

次に、款 04、項 01、目 01 繰越金 156 万 4,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことに伴うものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 02、目 01、事業 01 利用管理費 211 万 4,000 円の増額で、節 10 需用費で 156 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の 06 修繕費で、受電設備のほか、施設や設備の修繕費を見込むもので、次の節 17 備品購入費 55 万円の増額は、歳入でご説明いたしました全損車両を入れ替えるために計上するものです。

なお、当該車両は、保険金を用いて一旦町で購入いたしますが、その後、東京都が所有

者となる手続を行い、町は改めて無償貸与を受けて従前と同様に使用させていただくこととなっております。

以上で、議案第 59 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 58 号及び議案第 59 号の説明は終わりました。

次に、議案第 60 号及び議案第 61 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 60 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明させていただきます。

まず、タブレットページになりますが、7 分の 6 ページをお開きください。歳入になります。

款 01 国民健康保険税、項 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税 189 万 5,000 円の減額は、当初課税確定に伴い、節 01 医療給付費分 97 万 9,000 円、節 02 後期高齢者支援金分 43 万 7,000 円、節 03 介護納付金分 47 万 9,000 円をそれぞれ減額するものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 03 社会保障・税番号システム整備費補助金 371 万 8,000 円の増額は、説明欄記載のシステム整備に係る補助金となりますが、内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

次の款 06 繰越金、項 01 繰越金、目 02 その他繰越金は、前年度繰越金の確定により、1,059 万 6,000 円の増額を見込み、その他繰越金の計を 1,815 万 6,000 円とするものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次のページをご覧ください。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費において節 12 委託料 371 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の国民健康保険制度改正システム改修委託費になりますが、国保のオンライン化に向けて現在世帯で付番されている被保険者番号に世帯員を個別に判別するための枝番を追加するシステム改修で、委託料の 371 万 8,000 円につきましては、歳入で見込んでおりました国庫補助金補助率 10 分の 10 を見込んでおります。

次の款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金 870 万 1,000 円の増額は、令和元年度会計確定に伴い、国庫支出金及び療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要があることから、所要額について計上するものです。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 61 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

タブレットページ7分の6ページをお願いします。歳入です。

款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料、目 01 後期高齢者医療保険料 464 万 7,000 円の増額は、当初賦課確定によるもので、内容といたしまして、節 01 特別徴収保険料が 624 万 9,000 円の増額、節 02 普通徴収保険料が 128 万 6,000 円の減額、節 03 滞納繰越分保険料が 31 万 6,000 円の減額となります。

次の款 04 繰越金、項 01 繰越金、目 01 前年度繰越金 570 万 2,000 円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

次の款 05 諸収入、項 05 雑入 99 万円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負担金還付金 84 万 9,000 円は、令和元年度町負担分に過払いがあったことから、次の未収金補填分につきましてもあらかじめ未収金補填分として広域連合に納付したのから徴収分について 14 万 1,000 円の還付を受けるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次のページをお願いします。歳出となります。

はじめに、款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合納付金 1,064 万 8,000 円の増額は、令和 2 年度後期高齢者医療保険料当初賦課の決定及び療養給付費見込額の増額に基づき、現年度分の療養給付費負担金及び保険料等負担金を増額するものです。

次の款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 03 広域連合返還金 19 万 9,000 円の増額は、葬祭費受託事業について令和元年度決算による額の確定により、広域連合に返還するためのものです。

次の項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金 49 万 2,000 円の増額は、令和元年度決算確定に伴う未収金補填分返還金及び葬祭費負担金の過充当分につきまして一般会計に返還するものです。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 60 号及び議案第 61 号の説明は終わりました。

次に、議案第 62 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第 62 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットページの 12 分の 6 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料は、滞納繰越分普通徴収保険料について滞納繰越額の確定により、36 万円を増額するものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金は、過年度分につきまし

て窓開けで計上していた額を令和元年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

次の項02 国庫補助金、目01 調整交付金につきましても過年度分について窓開けで計上していた額を令和元年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

目02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）におきましては、交付額の見込みにより、現年度分で100万円を増額し、過年度分につきましても、窓開けで計上していた額を令和元年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

目03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、過年度分の窓開け分1,000円を減額し、国庫補助金全体で99万7,000円を増額するものです。

款04 支払基金交付金、項01 支払基金交付金、目01 介護給付費交付金におきまして過年度分について窓開けで計上していた額を令和元年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

目02 地域支援事業支援交付金では、交付額の見込みにより、現年度分で108万円を増額し、過年度分につきましても、窓開けで計上していた額を令和元年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

次の7ページをご覧ください。款05 都支出金、項01 都負担金、目01 介護給付費負担金におきまして、国庫負担金支払基金交付金と同様に、過年度分の窓開け分の1,000円を減額するものです。

項02 都補助金、目01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分では、交付額の見込みにより、50万円を増額し、過年度分については、窓開けで計上していた1,000円を令和元年度決算の確定に伴い減額するもので、目02 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）におきましても過年度分の額の確定により、窓開けで計上していた1,000円を減額するものです。

款07 繰入金、項01 一般会計繰入金、目01 介護給付費繰入金では、過年度分につきましても、国庫支払基金と同様に、過年度分の額の確定により、窓開けで計上していた1,000円を減額し、目02 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、現年度分については、国庫支払基金同様に、交付額の見込みにより、50万円を増額し、過年度分は額の確定により、窓開けで計上していた1,000円を減額するものです。

目03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）でも過年度分の窓開け分1,000円を減額するものです。

目04 低所得者保険料軽減繰入金では、令和元年度の交付額の確定により、過年度分で

17万6,000円を増額し、目05 其他一般会計繰入金では、この後、歳出で説明いたしますが、歳出の総務管理費でシステム改良委託料を660万円増額したことに係り、歳入に同額を増額するもので、一般会計繰入金全体では727万3,000円を増額するものです。

8ページをご覧ください。項02 基金繰入金、目01 介護給付費準備基金繰入金では、地域支援事業費の増加の見込みに伴い、保険料不足分の92万円を基金から繰り入れるものです。

款09 使用料及び手数料では、説明欄記載のそれぞれの利用者の増により、配食サービス利用者負担金を42万円の増額、総合事業介護予防デイサービス事業利用者要支援者対象の負担金を33万6,000円増額、一般高齢者介護予防デイサービス事業利用者支援要支援非該当者対象負担金を16万8,000円増額するものです。

款10 繰越金は、令和元年度の会計の確定により、1,602万9,000円を増額するものです。

9ページをご覧ください。歳出でございます。

款01 総務費、項01 総務管理費、目01 一般管理費、節12 委託料660万円の増額は、介護報酬等の改定に伴うシステム改修を行うため増額するものでございます。

款03 地域支援事業費、項01 介護予防・日常生活支援総合事業費、(01) 介護予防・生活支援サービス事業費では、節12 委託料におきまして説明欄記載の配食サービス事業委託料を利用者の増により154万円を増額し、介護予防デイサービス事業委託料でも利用者の増により493万6,000円を増額するものです。節18 負担金・補助及び交付金では、地域支援事業負担金は、事業所に支払うものですが、訪問介護相談サービス分を当初見込みが多かったため、60万円を減額、通所介護相当サービス分も220万円を減額するものです。

(02) 一般介護予防事業費では、節01 報酬におきまして介護予防デイサービスの指導員、会計年度任用職員の報酬を64万円増額、こちらは利用回数を増やしたことによるもので、節12 委託料でも介護予防デイサービスの利用者の増により60万8,000円を増額するものでございます。

10ページをご覧ください。款04 基金積立金、項01 基金積立金、(01) 介護給付費準備基金積立金187万9,000円を増額は、滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額について今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置でございます。

款06 諸支出金、項01 償還金及び還付金、(01) 償還金1,028万1,000円を増額は、令

和元年度の会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都負担金及び支払基金交付金について返還をするため、説明欄記載の介護給付費過年度返還金 501 万 5,000 円、地域支援事業過年度返還金 526 万 6,000 円を増額するものです。

項 02 繰出金、(01) 一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い、一般会計から介護保険会計に繰り入れた額につきまして超過分を返還するもので、439 万 7,000 円を増額するものです。

11 ページをご覧ください。款 07 予備費は、予算調整により 4,000 円を減額するものです。

12 ページをご覧ください。給与費明細書でございます。会計年度任用職員の給与費となり、職員数は 3 名でございます。山のふるさと村で実施しております介護予防デイサービス事業の職員指導員でございます。補正予算前後の比較で、給与費欄の報酬、予防デイサービスの回数等の増により、64 万円の増額となり、合計で 124 万 5,000 円となるものでございます。

以上で、議案第 62 号につきましての説明を終了いたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 62 号の説明は終わりました。

次に、議案第 63 号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 63 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

タブレット画面 6 ページをお開き願います。歳入予算でございます。

款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金につきましては、予算の増減はございませんが、小河内処理区及び奥多摩処理区の歳出補正と合わせ、内訳の収支補正を行うもので、節 01 下水道事業繰入金の小河内処理区で 88 万 7,000 円を増額し、奥多摩処理区では 529 万 7,000 円を増額、次に、節 03 その他一般会計繰入金は、618 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、7 ページをお開き願います。歳出予算でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 618 万 4,000 円の減額は、01 一般管理費の節 12 委託料において、ストックマネジメント計画策定業務委託、いわゆる下水道施設の長寿命化修繕計画の策定におきまして入札による契約額の確定に伴い、委託料を減額するものでございます。

次に、目 02 維持管理費 450 万円の増額は、02 奥多摩処理区の節 10 需用費において修繕費を増額するもので、内容といたしましては、都水道局による登計原地内、町道登計大

竹線内に埋設されております水道管の耐震化工事の影響に伴う下水道中継柵6か所のかさ高修繕で、150万円を増額し、次に、都建設局による大丹波地内都道202号線の拡幅工事に伴うマンホール蓋かさ高調整4か所及び管路の調整で300万円の増額を計上するものでございます。

次に、款02事業費、項01下水道事業費、目01下水道事業費168万4,000円の増額は、内訳といたしまして、(01)小河内処理区の88万7,000円の増額は、節02給料から節04共済費まで、人件費の所要の調整によるものでございます。

次に、(02)奥多摩処理区79万7,000円の増額は、施設02給料から、次に8ページをお開き願います。次の節04共済費まで小河内処理区同様に人件費の調整によるものでございます。

次に、画面9ページをお開き願います。給与費明細書でございます。上段の表、補正予算前後の比較におきまして給与費欄の給料は7万7,000円の増額、右隣の欄、職員手当は118万円の増額、右側2つ目の共済費は、42万7,000円の増額となります。

職員手当の内訳につきましては、下表をご覧ください。上から4段目、比較の欄におきまして地域手当が2万円の増額、右側3つ目の超過勤務手当は110万円の増額、次に、最下段、比較の欄、期末勤勉手当は4万円の増額で、次に、右隣の欄、退職手当組合負担金は2万円の増額でございます。

次に、上段の表にお戻りいただきまして、補正予算前後の比較、右から4つ目の欄、給与費の計が125万7,000円の増額で、次に右隣の欄、共済費が42万7,000円の増額となり、合わせますと合計で168万4,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第63号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第57号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行い、議案第58号から議案第63号までについては、歳入、歳出を含めて一括して行います。

はじめに、議案第57号の歳入の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第57号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

47の14ページでございますけれども、総務費の一般管理費、共済費の中で、会計年度任用職員の社会保険料がマイナス425万円ということで、最後のページの47の46のほうの給与費明細書の中でも書かれておりますけれども、要因としてパートタイム会計年度職員さんの当初の数よりも31名減少して大幅な減少になったということですが、このコロナ禍の中、いろいろな要因があると思うんですけども、31名減少した理由と申しますか、必要でなかったのか、もしくは人が集まらなかったかどうかという理由と、もう一点は、現在の会計年度職員さんの部署ごとの在籍人数をちょっと教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに、会計年度任用職員の人数の部分でございますけれども、こちらはタブレットでいきますと45ページになります。31名減という形でございますけれども、この構成をするときに特別会計の部分も含んで重複して計上してしまったということが第1点の部分でございます。

それと2点目の各部署の部分でございますけれども、こちらは多分野に分かれておりまして、各課別というか、例えば総務の部分ですと、秘書広報の部分に2名ですとか、文書の部分に1名、または福祉関係でございますけれども、福祉係の部分に1名、地域支援係の部分に3名、健康係の部分に2名、あと子育て推進の部分でございますけれども、14名という形で分かれております。そのほか観光産業課の部分でいきますと、森林保全係に2名、都民の森係に2名、農林水産係に1名、森林保全活用係の部分で2名、山のふるさと村係で2名、都民の森係の部分で9名、その他水と緑のふれあい館の部分で3名ですとか、教育部門は多くて24名でございます。あと議会の部分で1名ですとか、病院の部分では医務関係で6名、看護部分で10名、あとは子育て推進係でも氷川の学童の部分だとか、古里学童部分がございますして2名、企画調整係の部分で3名、以上でございますけれども、重複している部分もございますので、各課にわたってこのパートタイム会計年度任用職員はいるということをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

47分の34ページと35ページ1つずつあるんですが、先に34ページの消防費、区分が

需用費、このところで先ほど砂と砂袋の備品購入とありましたが、この砂袋というのは普通、日に当たると早くだめになっちゃうので、その管理の仕方、しまっておく方法、どのくらいもつのか、聞きたいのと、砂というものについては、砂袋があっても砂がなくて、非常時のときに困っちゃうんで、その砂はどこ行って砂袋に詰めればいいのかということを知りたいです。その2点。

それともう一つの47の35ページのほうについては、小学校費の区分でいくと需用費のところ、備品購入費のところ、蛇口のひねるやつからレバー方式ということになったみたいなんですけど、レバーの個数、どのくらい導入されたのか。また、コロナ対策の一環だと思いますけども、その点を含めて個数をお知らせいただければありがたいです。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 10番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の砂と土のう袋のことでございますけれども、土のう袋につきましては3,000枚を購入する予定でございます。こちらにつきましては、各自治会の備蓄庫等もございますけれども、町で一旦購入した際には確保いたしまして、その砂の部分でございますけれども、旧古里中学校校庭、登計原総合運動場、旧日原小学校、旧小河内小・中学校にそれぞれ砂を配置いたしまして、そこから土のう袋を各100から200袋作っておくということで災害の予防に備えるためでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 宮野議員の2番目の質問にお答えいたします。

まず、個数ですが、レバー式の水栓が古里小学校に33基、氷川小学校に56基、また、予備が11基で全部で100基を交換の予定となっております。

また、奥多摩中学校に関しましては、水道直結化工事の際にレバー式に同時変更をいたします。こちらは議員の質問にもありましたように、コロナ感染症対策ということで、手を直接触れずに開け閉めできる水栓ということで導入を予定するものでございます。最初、自動のセンサー式も一応検討いたしましたが、予算の面や、また、停電時に使えなくなるおそれがあるということで、レバー式ということで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。11番、高橋邦男議員。

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

30 ページお願いします。商工費のところですけど、商工費の一番下です。観光施設整備事業費、委託料の右端の委託料、森林資源を活用した魅力創出事業委託増が 650 万。それで、先ほど歳入のほうの 10 ページのほうで、同じ事業の委託料 10 分の 10、800 万と記載してあったんですが、その辺ちょっと説明をお願いします。歳入では 800 万、歳出のほうでは 650 万となっていますので、お願いします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 11 番、高橋邦男議員のご質問にお答えいたします。

歳出の商工費、観光施設整備事業費の委託料の森林資源を活用した魅力創出事業委託ということで、今回 650 万円の増額をさせていただいております。当初予算では、既に 200 万円の計上をさせていただいて、歳出といたしましては、合計で 850 万円という事業費でございます。一方で、歳入がご指摘がありましたとおり 800 万円ということで計上しております。この 50 万円の差につきましては、スギ・ヒノキを伐採した後に植栽をする中低木の関係なんですけれども、主に、ヤマザクラ、イロハモミジ等植栽しておりますが、こちらにつきまして町の森林整備計画のほうに計上がありますので、補助対象ということになります。そのほかに町といたしましては町の花のミツバツツジを植えさせていただいております。こちらが森林整備計画の対象になっておりませんので、その部分は東京都の補助要件で補助対象外ということで、その部分の 50 万円、これを町単独費用ということで見込んでおりますので、50 万円の差が出てしまうということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 4 番、小山辰美議員。

○4 番（小山 辰美君） 39 ページ、コロナウイルス感染症対策事業費ということで、右下のほうの委託料なんですけれども、地域応援券並びに次の 40 ページの事業継続応援給付金、その辺のもうちょっと詳しく説明お願いしたいんですけど。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4 番、小山辰美議員からのご質問にお答えいたします。

災害復旧費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業費の中のまず 1 点目が委託料の地域応援券事業委託ということで、もう少し具体的な説明ということでございました。こちらにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営的な影響を受けている町内事業者への支援、また、地域支援を図るため、

10月1日現在で町の住民登録に登録されている住民の方で、地域応援券の交付を希望される方に対しまして、町内の飲食店等で使用できる1人1万5,000円の地域応援券を交付するものでございます。

地域応援券につきましては、1枚500円といたしまして、30枚を1組として発行を予定しております。そのうち10枚5,000円分につきましては、町内の飲食店でのみ使用できる飲食店専用券として発行をさせていただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、この後、予算のご決定をいただいた後に青梅商工会議所のほうと契約のほうを結ばせていただければと考えておりますけれども、事業者のほうの募集をまず行うとともに、チラシだとか、地域応援券の印刷に係る準備段階に入らせていただきたいと思います。その後、10月1日時点の基準日ということで、対象者の抽出を行いまして、10月の中旬ぐらいまでには対象者の属する世帯の世帯主の方へ申請書類等を郵送をさせていただきたいと考えております。その後、申請書の受付を開始いたしまして、10月下旬から随時応援券のほうの郵送を行っていく予定でございます。

応援券の使用期間につきましては、11月の1日から令和3年の2月28日までということで計画をしているところでございます。

次に、18 負担金・補助及び交付金の中の事業継続応援給付金についてでございます。こちらにつきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で影響を受けております事業者に対しまして、前年度と比較して売り上げが減少するなど、経営的な影響を受けている町内に事業所や店舗を有する中小企業や個人事業主に対して、事業の継続を支援するため、1事業者当たり10万円の応援金を給付するものとなります。

対象要件といたしましては、町内に営業実態のある事業所、店舗を有していること、令和2年4月1日以前に創業しており、引き続き事業を継続する意思があること、新型コロナウイルス感染症に関する国都及び町等が実施しております支援策や融資制度を受けていることとしておりまして、申請期間は、令和3年1月31日までということで予定をしているところでございます。

内容につきましては以上となります。

○議長（原島 幸次君） ほかにございませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 伊藤です。

タブレットのページで、2つほど、先ほどの質問でもありましたけど、30ページのもの、森林資源を活用した魅力創出事業についての景観伐採と植栽について場所はわかりますか。

それともう一つ、34 ページ、災害時用の福祉会館にW i - F i を設置するという
ことですけれども、これの運用開始がいつなのか、わかったら教えてくださいという確認で
した。お願いします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1 番、伊藤英人議員のご質問にお答えをいたします。

歳出の 30 ページの森林資源を活用した魅力創出事業委託、景観伐採等の場所という
ことでございます。こちらにつきましては現在、まだ具体的な場所というのは実際には決ま
ってございません。今までむかし道を中心に景観伐採等を行っておりますので、所有者の
方に当たりまして承諾が得られれば、引き続きむかし道のほうを考えておりますが、まだ
具体的な場所ということは申し訳ありませんが、この場ではお答えできないというこ
とでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2 点目のW i - F i の部分でございますけれども、運用開
始につきましては、予算可決以降速やかに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理
解いただきたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） タブレット 42 ページです。特別職の給与ということで、区分
でその他の 846 名ということで、以前にももしかしたらご説明いただいたのかもしれませ
んけど、846 名という役職の、ざっくりでいいので、内訳を教えてくださいと思いま
す。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

42 ページの部分のその他の人数でございます。こちらは、報酬にかかわる人数でござ
いまして、わかりやすく言いますと、例えば消防団員の報酬ですとか、この部分が 276 名
計上してございますけれども、現在 273 名ということで、少し当初から幅をもって人数的
には計上していると、増減があるということで計上しております。そのほか東京都知事選
挙の部分で、各投票立会人の関係ですとか、選管委員などの報酬ということで、こちらに
ついては期間が 18 日間で、期日前が 16 日間あるということで、この人数を足しますと
128 名ということで結構な人数になっております。町長選挙等もそうですけれども。あと
は自治委員、自治会長、副自治会長の人数ですとか、あとは統計調査でやはり国勢調査の

人数、そういうものが含まれているということでご理解いただければいいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

まず新型コロナウイルス感染症対応の地域創生臨時交付金というのは、これは報告か何かを後で出すんですか。例えば29でもいいんですけど、創生臨時交付金とありますから、その交付金に対しての報告というか、そういうものを出すのかなというのが1点と、29ページの観光総務費、観光客の誘致宿泊事業で65万出ていますけど、冬季分の上乗せということでお話しいただいたんですけど、これ冬季分は1人2,000円ということで補助をして、それとはまた別ということなんですか。そのお話をいただきたいと思います。

2点です。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、7番、澤本幹男議員の2番目の質問についてお答えいたします。

29ページの観光総務費の12委託料の中の観光客誘致宿泊補助事業委託増ということで、今回65万円を計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、今お話がございましたとおり、町の助成につきましては1人1泊2,000円ということで助成をさせていただいております。この制度につきましては、町の補助2,000円と一緒に、事業者のほうも負担をさせていただいて合わせての補助ということでやっている事業でございます。

宿泊事業者につきましては、宿泊料金1万1,000円以上の場合は1,000円の上乗せ割引を行うということになりますので、町の2,000円の助成と合わせて利用者につきましては3,000円の割引が受けられるという制度になっております。また、宿泊料金1万1,000円未満の場合は、宿泊事業者の上乗せ額が500円ということで、1万1,000円未満の宿泊の場合は、町の2,000円と宿泊事業者の500円の上乗せ分を合わせた2,500円が割引になって宿泊利用者の方がご利用いただけるということになっております。この部分1万1,000円以上と1万1,000円未満で1,500円ということで分かれておるんですけども、計上のほうは1,000円分掛ける650人ということで、今回65万円ということで要求をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、2億円を超える第2次交付分が町に数字としては示されたという状況で予算計上させていただいております。報告というお話を伺っているんですけども、これにつきましては、交付金ということで、一般的に普通交付税なんかですと、一般財源的にどれに使わなくても普通に収入をしてしまえばいいというものなんですけども、こちらの今回のコロナウイルス対応の交付金につきましては、2億600万という数字は示されているんですけど、実施計画を立てて、これを国に対して提出して、その上で最終的に実績報告も出して、ですから今、予算ではいわゆる上限額を載せてございますけれども、最終的に支出がそこまでいかなければ、それは返還といたしますか、正味の金額しか来ないというような状況になっております。

また、予算書の中では、先ほど29ページのお話をいただいておりますけども、観光総務費のところでは一番下の12の委託料で65万円ということで、それに対してちょうど中ほどのほうに財源ということで、65万円10分の10というふうに書いてございます。これにつきましては財源の部分というのは各ページに新型コロナウイルスとかなり載っていきまして、それが全部含めているということなんですけども、その部分が現状としては約1億8,000万程度というような感じになっています。

まだ完全に計画ができ上がっていないものですので、現状で当て切れるところという考え方なんですけども、ただ、まだそこから差し引きすると、実は東京都のほうからも交付金に来ていまして、この部分が約4,000万程度ございます。東京都を含めて6,000万程度がまだ充当が済んでいないという状況ではあるので、今はとりあえず歳入としては受けているという状況なんです。

ただ、この部分については、今回は病院の会計の補正予算はございませんでしたけれども、やはりコロナの影響といたしますか、いわゆる風評被害という言い方が適切かどうかかわからないんですけども、受診者とか、入院者数が大分減って、病院の経営が悪化をしている状況が見られております。現状としては、年内は資金繰りがまだ大丈夫という話で、ここでは補正はしていないんですが、今後、病院のほうも一般会計から補助金という形で数千万円を出して運営をしていただいている状況がございますので、財政当局としましては、今後のその病院事業会計の、いわゆるコロナ対応の補填的な部分もちょっと予備的に考えさせていただきながら、現状としてはまだそこは充当しないで、一時保留という形で収入は受けていくというような形でおりますので、状況が変わってきまして、また今後の

補正予算等でご審議をお願いしたいと思いますけれども、現状はそういう状況ですので、ご理解のほうよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 24ページの負担金・補助及び交付金の古里診療所経営安定化交付金が増額になっていますね。これの詳しい説明がありましたらお願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 8番、小峰陽一議員の質問にお答えいたします。

古里診療所の事業費につきましては、ここで702万2,000円の計上をさせていただいております。これにつきましては、7月から9月までの準備期間に要した人件費と経費、それから10月以降の診療所運営に係る人件費と必要経費、この辺を追加交付ということで地域医療振興協会のほうと協議した結果、計上させていただくものです。

経営に関しましては、この10月から3月の期間につきましては、だいたい月平均31人という患者の方が訪れた訳なんですけど、患者数イコール収益に繋がらない部分もありまして、収入のほうと、また、当初、地域医療振興協会としましては、東京都初の診療所ということで、こちらに常務理事である医師とか、また、ベテランの看護師さんを来ていただきまして、古里診療所で離れていきました患者の獲得に努められております。

また、整形外科医、また、皮膚科医の先生をお呼びしまして、患者の増収を図ったことなんですけど、なかなか台風の関係とか、あと年度末のコロナ禍の関係もありまして、なかなか伸びなかったという部分もありまして、主としましては、先生の人件費の部分がちょっと超過してしまったということで、この辺の部分を双方協議し、決めさせていただいたということでございます。

いずれにしてもこの4月から新しい先生に来ていただきまして、先生も前の先生は60代の先生でございましたが、4月からの先生は30代の先生ということで、人件費も少なくなりますし、また、看護師につきましても地元採用を心掛けていまして、あらゆる面で人件費の縮小ということで努めております。

また、4月以降につきましてもコロナ禍の関係で患者数がなかなか増えない部分もありますが、今後、地域医療振興協会としましても地域に根差した医者を確保しまして努めていきたいということで、このような形で追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はございませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 今の関連ですけど、準備期間の費用がかかったとか、偉い先生

が来てから高くなったとか、それは委託先の協会なりが努力することで、全てこちらで町が補償するというのはちょっとおかしくないですか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 小峰陽一議員の再質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましても実は、当初応募がありまして、指定管理者になっていただきまして、そして、協定書を結んだ部分で、町としましては運営交付金等を支出するということの協定と、また、不足した場合には予算の範囲内で補填するということで決めさせていただいております。それに則りまして計上させていただくものでございます。

それとあと先生の給料につきましても町が全額補填している部分ではなくて、準備期間等来ていただいた部分につきましても協会本部でも支出している部分がございます。その辺は調整して出したということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） たびたび済みません。40 ページなのですが、災害復旧費の中で、PCR検査の経費補助金ということで、450万計上で1人3万で150人分というお話がありました。この150人というのが妥当なのか、それとも少ないのかわかんないですけど、奥多摩はまだゼロですけど、今後逆にPCR検査もどんどん増やす必要もあったりして、特養を4つも抱えている奥多摩町としては150人というのはどういう考えで出たのか。逆にもっと予算組んでもよかったんじゃないかと思ってみたり、そのところちょっとお話をお聞きしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 7番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策の中のPCR検査の補助金450万円ということでございますけれども、今回、1人当たり3万円で、最大150名を見込んだところでございます。

なお、町としてこの予算計上した後、先週ですけれども、都のほうで都議会の9月補正で、高齢者、もしくは障がい者施設については、都としてもPCR検査の費用を負担をするというような発表もございますので、都としての状況も踏まえながら、都で行うところは都の事業という形でPCR検査を実施していただき、先般、大島でもコロナが発生しまして、大島では地理特性からということで、当初の保健所が都の検査という形で行政検査を行って、これも町の負担も発生はしておりませんので、そういった形で島しょ部のほうではPCR検査が行われたという状況ありますので、万一奥多摩町で発生して、感染拡大

防止するために広くPCR検査を行う場合は、まずは都の保健所での行政検査のところを奥多摩町の場合も地域特性、高齢化率が高いという特性もございますので、もしくは観光客が多く流入しているというところもございますので、そういった状況を踏まえて、都としてまず行政検査を広く実施していただきたいというふうに考えております。

その中で、都として対応できない部分については、町独自でというところがございますので、今回都議会の7月の臨時会で、この補助事業は成立しているものがございますけれども、予算書の中でも特定財源の充当のところ、都の保健衛生費の補助金を充当、これも10分の10なんです、市町村の地域特性に応じてPCR検査も実施できるという形になっておりますので、これも活用しながら広くPCR検査を実施して、拡大防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はほかにございませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

39ページの台風19号の災害復旧事業費で、林道の災害復旧工事の海沢とか蟬沢、その辺をもう少しもう一回詳しく説明していただけますか。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

災害復旧費についてのご質問でございます。先ほどご説明させていただきましたが、昨年の台風19号復旧事業に伴いまして令和元年度台風第19号の災害復旧事業費を増額させていただくということでございまして、林道災害復旧工事につきましても増額をさせていただくというものでございます。

先ほどもご説明させていただきましたが、当該場所につきましては、海沢林道がございまして。海沢林道は、アメリカキャンプ村さんから奥へ向かって進んでいきますと、観音橋という短い橋がございまして、その先が素掘りのトンネルになっております。その手前の観音橋の下流50メートル付近だと思っておりますが、路側の構造物、石積み工なんです、こちらが崩壊しておりまして、車両でその上を通過しますと、下のほうが崩れているということで、目視ができない状況で、発見がちょっと遅れた現場ということになっております。

こちらにつきましては通報いただきまして、河川と接する路側構造物が崩壊しているという情報を私どものほうにいただきましたので、現地で詳細な調査をいたしましたところ、復旧が必要な状況であるという判断をさせていただきまして、今回、補正予算の要求をさ

せていただいているというところでございます。

それから、蟬沢林道なんですけど、これは、川井から大丹波に向かう都道 202 号線を大丹波方面に進んでいきますと、途中蟬沢という沢がございます。その沢に沿った林道でございまして、起点から 500 メーター付近のところ台風 19 号の際に小規模な法面崩壊が発生をいたしました。こちらの処理対応につきましては既に実施をいたしまして、様子を観察していたところなんですけど、今年の長梅雨の影響もありまして、崩壊した斜面がさらに 2 度、3 度ということで崩壊規模が大きくなってきているという状況がございます。こちらの斜面对応としては、モルタル吹きつけでありますとか、法枠であるとか、そういった対策が必要であるという判断をさせていただきまして、今回、林道の災害復旧事業費ということで補正予算をお願いをしているということでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 57 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 2 時 25 分から再開いたします。

午後 2 時 12 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、第 58 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 58 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番(大澤由香里君) 6 番、大澤です。

都から借りている車両が全損されたということですが、その原因とかわかりましたらお願いします。

○議長(原島 幸次君) 観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) 6 番、大澤議員からのご質問にお答えいたします。

車両事故の関係でございますが、山のふるさと村から財団の職員の方がお金を金融機関さんに納めに行った帰りに不注意というところで操作を誤りまして、ガードロープのほうに接触をしてしまいまして、横転する事故を起こしてしまいました。それによりまして車の損傷がかなり大きかったということで、全損扱いという形になりましたので、保険のほうを適用させていただいて対応させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 59 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第59号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

国保のオンライン化で被保険者番号に個別の番号をつけるというご説明だったんですが、これマイナンバーの番号になるのでしょうか。その辺の確認お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、そちらの関係なんですけども、今回のこのシステムにつきましては、今、世帯ごとの紐付けしていないものを個々にできるというふうにする形の改修になります。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号の質疑を終結します。

次に、議案第60号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第60号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第60号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、議案第 61 号について討論を省略し、採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 61 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号の質疑を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番(大澤由香里君) 6 番、大澤です。

介護予防サービス、デイサービスなどの利用者とか、利用回数が増えているということでしたが、具体的に何人ぐらい今奥多摩町でサービスを受けていらっしゃるか、わかればお願いいたします。

○議長(原島 幸次君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) 6 番、大澤由香里議員の質問にお答えいたします。

8 月末現在で山のふるさと村の介護デイサービスの利用者は 8 名となります。白丸の森の時計につきましては 31 名になります。森の時計につきましては曜日ごとにそれぞれ通っておりますので、実際には 10 名程度ということになるので、曜日ごとに通っている状況となります。

介護予防につきましては、地域包括支援センターの職員が見守り等の強化したことと、あと、訪問して、それぞれ施設入所にならないように、予防デイサービスの勧奨というか、お話を進めて、ここで若干増えてきている状況でございます。

以上となります。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、議案第 62 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第62号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第62号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の質疑を終結します。

次に、議案第63号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第63号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月11日となっておりますので、明日9月10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月10日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、9月11日午前9時30分より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員